

市 民 税 係

1 市民税の課税状況

(1) 納税義務者

区 分	平成 19 年度	個人比率	前年度	個人比率
ア 個人分	31,238 人		30,959 人	
普通徴収	16,030 人	51.3%	15,941 人	51.5%
特別徴収	15,208 人	48.7%	15,018 人	48.5%
イ 法人分	1,740 社	均等割納税義務者数	1,735 社	均等割納税義務者数
1号法人	4 社		4 社	
2号法人	0 社		0 社	
3号法人	129 社		128 社	
4号法人	12 社		12 社	
5号法人	45 社		45 社	
6号法人	12 社		12 社	
7号法人	201 社		201 社	
8号法人	5 社		5 社	
9号法人	1,332 社		1,328 社	

(2) 調定額（現年度）

区 分	平成 19 年度	調定額比率	前年度	調定額比率
ア 個人分	3,814,159 千円	89.1%	3,174,777 千円	86.0%
普通徴収	1,454,960 千円	34.0% (普徴/個人)	1,218,750 千円	33.0% (普徴/個人)
納税義務者 1人当たり	90,765 円		76,453 円	
特別徴収	2,359,199 千円	55.1% (特徴/個人)	1,956,026 千円	53.0% (特徴/個人)
(内退職分)	44,029 千円		47,299 千円	
納税義務者 1人当たり	155,129 円		130,245 円	
イ 法人分	465,660 千円	10.9%	515,125 千円	14.0%
ア+イ	4,279,819 千円	100.0%	3,689,902 千円	100.0%

※ 普通徴収 16,030 人 特別徴収 15,208 人

(3) 所得の状況

19. 7. 1 現在

区 分	給与所得者	営業等所得者	農業所得者	その他の所得者	譲渡所得者 分離課税者
総所得金額(千円)	76,604,720	4,095,759	3,587	9,615,933	2,121,709
所得割額(千円)	3,072,017	158,155	139	373,091	173,778
納税義務者数(人)	22,600	1,341	1	3,823	254
1人当たりの 所得額(千円)	3,390	3,054	3,587	2,515	8,353
1人当たりの 所得割額(円)	135,930	117,938	139,000	97,591	684,165

(市町村税の課税状況等の調による。)

(4) 控除額の状況

19. 7. 1 現在

区 分	人 数 (人)	控 除 額 (千円)
雑 損	6	2,248
医 療 費	2,996	616,013
社 会 保 険 料	26,059	12,291,711
小 規 模 企 業 共 済 等 掛 金	356	155,153
生 命 保 険 料	19,872	789,223
損 害 保 険 料	11,829	37,474
寄 付 金	1	501
障 害 者	758	221,240
寡 婦 (夫)	583	163,180
勤 労 学 生	2	520
配 偶 者	7,789	2,611,020
配 偶 者 特 別	355	79,590
扶 養	7,131	4,324,360
同 居 特 障	191	44,160
基 礎	28,019	9,246,270
税 額 控 除	配 当	300
	外 国 税 額	0

(市町村税の課税状況等の調による。)

(5) 扶養控除人員別納税義務者数

(単位：人)

扶養控除人員	0人	1人	2人	3人	4人	5人以上
納税義務者数 平成19年度 (19.7.1現在)	17,255	5,308	2,798	2,052	503	103
前年度 (18.7.1現在)	17,039	5,291	2,794	2,116	539	104

(市町村税の課税状況等の調べによる。)

(6) 非課税者の状況

(単位：人)

区分	生活保護	障害者	未成年者	寡婦・夫	均等割	計
普通徴収	269	320	827	429	11,440	13,285
特別徴収	0	33	113	118	748	1,012
平成19年度合計 (19.10.1現在)	269	353	940	547	12,188	14,297
前年度合計 (18.10.1現在)	281	310	856	534	11,844	13,825
備考 (適用条件)	1月1日 現在、生活保 護受給者で あること。	合計所得金額が、125万円以下であること。		合計所得金額 が、35万円に その※家族数 を乗じた金額 (その者が控 除対象配偶者 又は扶養親族 を有する場合 は、21万円を 加算)以下で あること。 ※家族数 その者の控除 対象配偶者及 び扶養親族の 数に1を加え た数		

2 軽自動車税

(1) 調定額 57,435,000円

(2) 課税台数及び前年度比較増減

車種		一般分			合衆国軍隊構成員等分		
		平成19年度 課税台数	前年度分 課税台数	差引増減	平成19年度 課税台数	前年度分 課税台数	差引増減
原 動 機 付 自 転 車	第一種 (50cc以下)	2,481	2,510	△ 29	13	14	△ 1
	第二種 (乙) (90cc以下)	262	255	7	1	1	0
	第二種 (甲) (125cc以下)	353	337	16	1	3	△ 2
	ミニカー	24	11	13			
軽 自 動 車	軽二輪	869	840	29	8	20	△ 12
	ボートトレーラー	16	14	2			
	軽三輪	2	2	0			
	軽四輪乗用 (自家用)	5,341	4,662	679	55	49	6
	〃 (営業用)	1	1	0			
	軽四輪貨物 (自家用)	2,352	2,328	24	12	10	2
	〃 (営業用)	98	94	4			
小 型 特 殊 自 動 車	農耕用	7	6	1			
	その他用	56	56	0			
二輪の小型自動車		776	768	8	127	153	△ 26
合 計		12,638	11,884	754	217	250	△ 33

(3) 軽自動車税非課税及び減免台数

(単位：台)

車種	区分	非課税	減免
原付第一種		35	
原付第二種(乙)		15	1
原付第二種(甲)		1	1
軽二輪車		1	1
軽四輪(乗用)		4	57
軽四輪(貨物)		31	17
小型特殊自動車			
二輪の小型自動車		12	
合計		99	77
前年度合計		99	66

3 市たばこ税

調定額 392,728,985円

区分	旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ	旧3級品の紙巻たばこ	合計		
			平成19年度	前年度合計	
本数	課税標準本数	119,416,812本	1,256,720本	120,673,532本	128,118,950本
	返還控除本数	930,033本	3,800本	933,833本	798,993本
	差引本数	118,486,779本	1,252,920本	119,739,699本	127,319,957本
税率	1,000本につき	3,298円	1,564円		
税額	課税標準本数に係る税額	393,836,624円	1,965,506円	395,802,130円	406,104,621円
	返還控除額	3,067,206円	5,939円	3,073,145円	2,554,071円
	差引納税額	390,769,418円	1,959,567円	392,728,985円	403,550,550円